



配信日 令和7年12月22日

知りたい「子供PSCマーク」

〈内容〉

小さな子どものおもちゃによる事故が心配です。おもちゃを買うときの注意点を教えてください。(20代女性)

★消費生活センターからのアドバイス

おもちゃを選ぶ際には、まず安全性を確認することが欠かせません。乳幼児期は好奇心が旺盛で、物を口に入れる、手・足・頭など体の一部を物の中に入れるなどの行動が多く見られます。そのため、小さな部品を誤って飲み込んだり、おもちゃに指を挟み込んだりする事故が毎年のように発生しています。特に命に関わる恐れのある誤飲事故、窒息事故の約9割は3歳未満の子どもに集中しています。

また、近年ではインターネット上で、海外から安全が保証されていない製品を簡単に購入できる環境にあります。

こうした現状を受け、子どもが使用する製品の安全を確保するため、消費生活用製品安全法などの改正が行われ、3歳未満の乳幼児向けのおもちゃを対象に新たな規制が運用されます。

12月25日以降に製造または輸入される製品は、国の安全基準への適合と、対象年齢や使用上の注意事項の表示が義務化されます。これらの基準を満たした証として「子供PSCマーク」が導入され、おもちゃへの表示が必要となります。

改正前に製造・輸入された玩具は規制の対象外になるため、しばらくは「子供PSC」の表示がないものが混在することになります。

おもちゃを安全に使うためには、マークの有無だけでなく、対象年齢や警告表示を守ることも欠かせません。使用上の注意事項が記載されている場合は必ず確認することが大切です。

子どもはおもちゃで遊ぶ中で多くのことを学び成長していきます。「子供PSCマーク」などを確認し、対象年齢と使用上の注意を守って、子どもが安全に、楽しくおもちゃで遊べる環境をつくりましょう。



子供用特定製品かつ特定製品
(例:乳幼児用玩具)



子供用特定製品かつ特別特定製品
(例:乳幼児用ベッド)

※おかしいなと思ったら、すぐに家族や警察、最寄りの「消費生活センター」または「消費生活相談窓口」にご相談ください。

ながさき消費生活館

困ったときは、一人で悩まずに、早めに相談を

全国共通ダイヤル ☎ 188 (イヤヤ)

市町・県の「消費生活センター」や「消費生活相談窓口」につながります



長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付] 平日(月~金) 9:00~12:00, 13:00~17:00

